

定 款

令和 6 年 1 0 月 1 日 改正

T D K 株 式 会 社

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、T D K 株式会社と称し、英文ではTDK Corporationと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路の製造および販売ならびに輸出入
- (2) 電気機械器具、生産用機械器具および医療用機械器具・医療用品等の業務用機械器具の製造および販売ならびに輸出入
- (3) 前各号の応用製品の製造および販売ならびに輸出入
- (4) 建築工事、床・内装工事および電気工事の設計および請負
- (5) 前各号の製品または工事の原材料の製造および販売ならびに輸出入
- (6) 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、72億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

- 第10条
1. 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
 2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条
1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第12条
- 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第13条
1. 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、議決権を行使することのできる株主とする。
 2. 前項のほか必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第14条
- 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集権者および議長)

- 第15条
1. 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
 2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第16条
1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条
1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条
1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条
- 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法および解任方法)

- 第21条
1. 取締役は、株主総会の決議によって選任し、または解任する。
 2. 取締役を選任し、または解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第22条
1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条
1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
 2. 当該取締役に支障あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条
1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条
1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第27条
- 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第28条
- 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第29条
- 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

- 第30条
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額以上で当該契約にもって定める限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額以上で当該契約をもって定める限度額とする。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

- 第44条
1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第46条
1. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。
 2. 未払の金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。

昭和10年11月 2 日	作成
昭和10年12月 7 日	承認
昭和15年 1 月 1 日	改正
昭和15年 5 月17日	改正
昭和18年 7 月 1 日	改正
昭和18年 8 月18日	改正
昭和23年 7 月31日	改正
昭和23年10月26日	改正
昭和26年 7 月18日	改正
昭和27年 7 月22日	改正
昭和28年 7 月19日	改正
昭和30年 8 月 4 日	改正
昭和32年 7 月30日	改正
昭和35年 1 月31日	改正
昭和37年 7 月30日	改正
昭和40年 1 月30日	改正
昭和42年 1 月30日	改正
昭和42年 7 月29日	改正
昭和44年 1 月30日	改正
昭和44年 7 月30日	改正
昭和48年 1 月30日	改正
昭和49年 1 月30日	改正
昭和50年 1 月30日	改正
昭和51年 2 月27日	改正
昭和53年 2 月27日	改正
昭和54年 2 月27日	改正
昭和57年 2 月27日	改正
昭和58年 2 月25日	改正
平成元年 2 月27日	改正
平成 3 年 6 月27日	改正
平成 6 年 6 月29日	改正
平成10年 6 月26日	改正
平成12年 6 月29日	改正
平成14年 6 月27日	改正
平成15年 6 月27日	改正
平成16年 6 月29日	改正
平成18年 6 月29日	改正
平成21年 6 月26日	改正
平成23年 6 月29日	改正
平成25年 4 月 1 日	改正
平成28年 6 月29日	改正
平成30年11月26日	改正
令和 3 年10月 1 日	改正
令和 4 年 6 月24日	改正
令和 6 年10月 1 日	改正

